

# 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員の状況〔平成19年4月1日現在〕

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
市長部局等	46.2歳	93人	250,018円	261,395円	256,280円	—	—	—
うち 学校給食調理員	46.8歳	58人	251,300円	260,486円	257,576円	調理士	43.4歳	225,700円
うち 庁務員	45.8歳	15人	263,703円	263,703円	259,060円	用務員	53.9歳	227,200円
うち その他	44.7歳	20人	243,985円	262,299円	250,435円	—	—	—
愛媛県	45.8歳	500人	323,506円	367,580円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本調査で公表されているデータを使用（平成16～18年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業種内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※「平均給料月額」とは、平成19年4月現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、平成19年4月に支給された給料のほか、各種手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など）を含めた額であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) その他給与に関する事項

ア 給料表

国の行政職給料表（二）を基に合成

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

なし

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給

## 2 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

平成16年の合併時に見直しを行ったため現行の給料表を踏襲しますが、国、県及び県内他市における同種の職員の給与等も考慮し、適正な給与制度・運用となるように努めます。また、職員数については、できるかぎり退職者の補充を抑制するとともに、嘱託職員等の活用も図ります。

## 3 具体的な取組内容

各年度における、人事院の勧告等を考慮し、適正な給与体系に努めます。今後、業務内容を検討し、実情に応じた職員配置を行うとともに、指定管理者制度の導入状況等も考慮しつつ、嘱託職員化や民間委託等を検討していきます。また、能力・実績に基づく勤務成績評定制度の導入に向け、引き続き検討を行っていきます。